

福島県奨励品種決定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、本県の奨励品種の決定等に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、条例第二条に定めるところによる。

(審査会の設置)

第3条 県は、条例第七条に基づく奨励品種の決定及び条例第八条に基づく奨励品種の開発を適正に行うため、福島県奨励品種決定審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その意見を聴くものとする。

2 審査会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 奨励品種の決定基準に関する事項
- (2) 奨励品種の決定、廃止に関する事項
- (3) 奨励品種決定調査に供試される品種に関する事項
- (4) 奨励品種決定調査の方法に関する事項
- (5) その他奨励品種の適正な決定及び普及に関する事項
- (6) 奨励品種となりうる品種の開発に関する基本的な計画に関する事項
- (7) 県育成品種の品種登録等に関する事項

3 審査会は、別記1に掲げる委員をもって構成する。

4 審査会の役員及びその職務は、次のとおりとする。

- (1) 審査会に会長1名、副会長2名をおくものとし、会長は農林水産部長の職にある者を、副会長は農林水産部技監及び農業総合センター所長の職にある者をもって充てる。
- (2) 会長は、審査会を招集し、会議を主宰する。
- (3) 審査会は、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
- (4) 審査会の審議案件は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

5 審査会に、専門の事項を調査審議するための福島県奨励品種決定主要農作物部会（以下、「主要農作物部会」という。）及び福島県奨励品種決定特定農作物部会（以下、「特定農作物部会」という。）を置き、構成等は次のとおりとする。

- (1) 主要農作物部会、特定農作物部会は、別記2に掲げる者をもって構成し、部会長はいずれも福島県農林水産部農業振興課長をもって充てる。
- (2) 部会長は、主要農作物部会、特定農作物部会を招集し、会議を主宰する。

(3) 部会長は、審議案件にかかる学識経験者等関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(4) 部会長に事故あるときは、予め部会長が指名する者がその職務を代行する。

(5) 部会長は、専門の事項を作物分類ごとに調査審議するための分科会等を設置する。

6 事務局 審査会の事務局は、福島県農林水産部農業振興課に置く。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本県の奨励品種の決定等に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

(別記1)

福島県奨励品種決定審査会の構成

役 職 名	所 属 及 び	職 名
会 長	福島県農林水産部	部長
副 会 長	〃	技監
副 会 長	〃 農業総合センター	所長
委 員	〃	次長 (農業支援担当)
〃	〃	次長 (生産流通担当)
〃	〃	次長 (森林林業担当)
〃	〃 農林水産総室農林企画課	課長
〃	〃 農業支援総室農業振興課	課長
〃	〃 生産流通総室農産物流通課	課長
〃	〃 水田畑作課	課長
〃	〃 園芸課	課長
〃	〃 森林林業総室林業振興課	課長
〃	〃 林業研究センター	所長
〃	福島県農業会議	事務局長
〃	福島県農業協同組合中央会食農振興部	食農振興部長
〃	全国農業協同組合連合会福島県本部米穀部	米穀部長
〃	〃 園芸部	園芸部長
〃	福島県米改良協会	事務局長
〃	福島県森林・林業・緑化協会きのこ振興センター	事務局長

注：構成員が出席できない場合には、代理の者が出席することができる。

(別記2)

福島県奨励品種決定主要農作物部会及び特定農作物部会の構成

部 会 名	役 職 名	所 属 及 び	職 名
主要農作物 部 会	部 会 長	福島県農林水産部農業振興課	課長
	委 員	〃 農林企画課	主幹又は副課長
	〃	〃 農業振興課	主幹又は副課長
	〃	〃 農産物流通課	主幹又は副課長
	〃	〃 水田畑作課	主幹又は副課長
	〃	〃 農林事務所農業振興普及部	部長
	〃	〃 農業普及所	所長
	〃	〃 農業総合センター	企画経営部長
	〃	〃	作物園芸部長
	〃	福島県農業協同組合中央会食農振興部	
	〃	全国農業協同組合連合会福島県本部米穀部	
	〃	福島県米改良協会	
	〃	福島県米穀肥料協同組合	
	〃	福島県米麦事業協同組合	
〃	福島第一食糧卸協同組合		
特定農作物 部 会	部 会 長	福島県農林水産部農業振興課	課長
	委 員	〃 農林企画課	主幹又は副課長
	〃	〃 農業振興課	主幹又は副課長
	〃	〃 農産物流通課	主幹又は副課長
	〃	〃 園芸課	主幹又は副課長
	〃	〃 林業振興課	主幹又は副課長
	〃	〃 農林事務所農業振興普及部	部長
	〃	〃 農業普及所	所長
	〃	〃 森林林業部	部長
	〃	〃 農業総合センター	企画経営部長
	〃	〃	作物園芸部長
	〃	〃	果樹研究所長
	〃	〃 林業研究センター	林産資源部長
	〃	福島県農業協同組合中央会食農振興部	
〃	全国農業協同組合連合会福島県本部園芸部		
〃	福島県森林・林業・緑化協会きこのこ振興センター		